



健康・福祉

市民歯科健康診査を受けましょう



6月4日～10日は歯と口の健康週間です。歯と口の健康は全身の健康につながります。自覚症状がなくても歯科健康診査を受けましょう。治療中または勤務先などで受診できる人や4月以降に受診済みの人は対象外です。

☎本市の住民基本台帳に記載があり、健診当日に20歳、30歳、40歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療被保険者証所持者を除く） ☎来年3月31日まで ☎問

診、口腔内診査（治療は行いません） ☎事前に電話で市内歯科健康診査実施医療機関（市ホームページや健康だよりに掲載）へ ☎健康推進課（保健センター内） ☎423-8811 ☎423-8833



子育て

支援学校・支援学級・通級指導教室の進路説明会



各教員が支援内容をわかりやすく説明します。申し込み不要です。 ☎令和7年度に小学校へ就学予定で、心身の発達などで不安や心配

がある子の保護者 ☎日時 6月14日（金）午前9時半～11時 ☎場所 opsol福祉総合センター（野田町1丁目） ☎こども家庭すこやかセンター（保健センター内） ☎423-8812 ☎423-3220、人権教育課 ☎423-9685 ☎423-2496

産後ケア事業の利用回数が変わります

4月より産後ケアが宿泊型・デイサービス型それぞれ7回まで利用できるようになりました。既に7回利用された人も1歳未満まで追加利用可能な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

☎こども家庭すこやかセンター（保健センター内） ☎423-8812 ☎423-3220

児童手当を支給

6月10日（月）に受給者の口座に振

り込みます。支給月額表のとおりです。通帳記入のうえ、ご確認ください。

年齢区分		月額
0～3歳未満		15,000円
3歳～小学生	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円

※第3子以降とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育児童のうち、3番目以降をいいます。
※所得制限限度額以上の人は中学生までの児童1人につき一律5,000円です。

■所得が下がれば申請が必要です
所得上限限度額以上で手当の支給がなくても、令和5年分の所得が所得上限限度額未満の場合は、今年6月分以降の支給を受けることができます。市・府民税税額決定通知書等で所得上限限度額未満であることを知った日の翌日から数えて15日以内に手続きしてください。詳しくは市ホームページをご確認ください。☎申請手続きがない場合は支給できません。

☎子育て支援課子育て給付担当 ☎423-9624

熱中症は高温多湿で日差しが強いときにおこりやすくなります。室内でも起こるので、注意しましょう。

予防のポイント

- エアコンや扇風機などを利用して、温度、湿度を適正に保つ。
- 通気性のよい衣服を着用し、外出時は帽子や日傘で直射日光を避ける。
- のどが渇いていなくても、こまめに水分補給をする。
- 多量の汗をかいたときは塩分も補給する。
- 「熱中症警戒アラート」発表時は、外出を控える。

熱中症と思ったら…

- めまい・筋肉痛・大量の発汗などの症状…すぐに涼しい場所へ移動し、体を冷やして水分を摂る。症状が改善しない場合は病院へ。
- 頭痛・吐き気・体がだるいなどの症状…自分で水分・塩分が摂れない場合はすぐに病院へ。
- 意識障害・けいれん・高体温などの症状…救急車を呼び、病院へ。



食中毒



知ろう! 防ごう!

☎健康推進課（保健センター内） ☎423-8811

食中毒は、腹痛や下痢、発熱、嘔吐などの症状が出る病気のことです。飲食店だけでなく、家庭の食事でも発生します。菌を「付けない、増やさない、やっつける」ことが予防の3原則です。

予防のポイント

- こまめに手を洗い、除菌スプレーなども使用する。
- 食品は早めに食べきり、長期保存は避ける。
- 肉や魚の保存は、汁がもれないよう包んで保存する。
- 食品の中心部が75度の状態で、1分以上加熱する。
- 調理器具は食材ごとに使い分け、洗剤でよく洗った後、熱湯消毒する。
- 冷蔵庫は10度以下、冷凍庫は-15度以下を維持する。

食中毒にかかったら…

- 食後に嘔吐、腹痛、発熱などが起きた場合はすぐに病院へ。
- 嘔吐物を処理する時は、直接触らず手袋をし、漂白剤などで汚染部分を洗浄する。
- 衣類は漂白剤などでつけ置き洗いをした後、他の洗濯物と分けて洗う。